

## こくぶんじ市民活動センター 市民活動ジャンパー貸出基準

平成 1 8 年 4 月 2 1 日

こくぶんじ市民活動センター

### (目的)

この貸出基準は、文化コミュニティ課の「市民活動ジャンパー」の利用に関する取り扱いについて定めるものとする。

### (利用できる団体)

「市民活動ジャンパー」を利用できる団体は、こくぶんじ市民活動センター利用登録団体(以下、団体という。)とする。

- 2 利用上の注意事項等を順守し、物品の取り扱いを適正に行うことが可能な団体とする。

### (貸出手続き)

「市民活動ジャンパー」の借用を希望する団体は、「市民活動ジャンパー借用書」により申請し、こくぶんじ市民活動センター長の承認を得るものとする。

### (利用期間および制限)

原則、1 団体につき、1 週間以内の貸出とし、貸出場所であるこくぶんじ市民活動センターから手渡し、返却されるまで期間を指すものとする。

- 2 複数からの貸出要望があった際は、申請書の提出順序により貸出す。
- 3 使用する権利を譲渡してはならない。
- 4 使用後のジャンパーは、洗濯をしてから返却すること。
- 5 利用時の事件事故等に関しては、市は一斉の責任を負わない。

この基準は、平成 1 8 年 4 月 2 1 日より運用する。

# 市民活動ジャンパー借用書

平成 年 月 日

こくぶんじ市民活動センター長 殿

団体名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

「市民活動ジャンパー」を借用いたします。なお、借用した備品を汚損、破損、紛失した場合は、同等以上のものを弁償いたします。

## 記

1 .	利用目的	イベント名称	イベント名称 開催場所 開催日時 月 日
		イベント趣旨	
		利 用 目 的	
2 .	利用期間	平成 年 月 日 ~ 月 日	
3 .	利用枚数	枚	

決裁欄	センター長	事務局長	担当	スタッフ